

## 1. 施設サービス事業報告

### (1) 介護

#### ① 施設サービス計画(ケアプラン)の作成及び実施状況

介護保険制度においてケアプラン作成により、各入所者の個々の状態に即したサービスの提供を行う為、ケアプラン実施・評価は必須とされています。

利用者個々の状態に即してニーズを抽出、プランの作成の要となります。関係各職域とのカンファレンスに応じて3ヶ月、6ヶ月等期間設定、評価を経て各利用者の生活全般に及び必要な支援を行い適切なケアの提供と向上の為、各職域が連携し見守ります。また重篤者については状態の変化に応じて行います。

その他次のように加算体制等に対する取り組みも展開してきました。

- 1) 在園での見取りを希望される場合は終末期の看取り介護
- 2) 嚥下困難な状態にある利用者の為になるべく口から食べ続けられるように経口維持計画書作成により適切なケアの提供。但し上記1, 2はケアプラン同様に関係書類に記名・捺印・ご家族の同意を頂きます。
- 3) 身体機能維持を図る為、理学療法士による指導を受け適切な個別機能計画書の策定と実施  
以上の内容となっておりますが、ケアプランに適切に取り入れながらケアの提供又、一連の書式作成時、家族の確認も義務化されています。

カンファレンス(サービス担当者会議)の実施状況(平成24年度)

※( )内はユニット

月	回数	人数	月	回数	人数
4月	2 (1)	6 (5)	10月	2 (2)	9 (10)
5月	2 (2)	7 (9)	11月	2 (2)	5 (7)
6月	2 (2)	7 (10)	12月	2 (2)	8 (3)
7月	2 (2)	9 (6)	1月	2 (2)	4 (9)
8月	2 (2)	4 (6)	2月	2 (2)	4 (8)
9月	3 (3)	4 (6)	3月	2 (2)	3 (7)

#### ② 身体拘束廃止への取り組み

本来は行ってはならない行為として位置づけられており、当施設においては身体拘束廃止委員会を設置、事故防止を図りながら身体拘束廃止への取り組みを実施しています。  
取り組み内容は職員会等で報告、関係職域への周知を図り、さらに協議、検討を重ね職員一丸となって取り組みます。  
また、緊急やむ得ず行う拘束についてはご家族に内容の同意をして頂きながら廃止に向けたケアの提供に努めていきます。

身体拘束の廃止に向けて主な具体的実践内容

##### ア. ベッドからの転落防止

ベッドから転落の危険のある状況下ではベッドサイドレールの設置を行います。

ベッドサイドレールを最小限に減らす工夫として、予測困難な状態時を含め事故を予防する為、低床ベッド・衝撃緩和のマットを敷く・センサーマット(床用・マットレス用)を使用して不穩行動等への対応としています。

また、巡視を頻回に行う・見守り強化・環境の整備等に努めます。

##### イ. 歩行時の転倒等の防止

歩行器・シルバーカー等を使用しながら、自立して歩行される方は状態に応じて付き添いや見守りを行います。身体機能の低下や危険の予測が困難な状態が要因である事も多く場合に応じては見守り易い環境下で行動全般を見守ります。

